

ランピースキン病に対する措置の見直しについて

令和 7 年 4 月 10 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 背景・経緯

- (1) 令和 6 年 11 月福岡県にて、我が国において初めてランピースキン病の発生が確認された。本病は家畜伝染病予防法上の「届出伝染病」であることを踏まえ、「ランピースキン病防疫対策要領」（令和 6 年 1 月 23 日付け消費・安全局長通知）に基づき、家畜の所有者に対し、自主とう汰、出荷自粛、ワクチン接種等のまん延防止措置を行うよう支援や指導などを実施。
- (2) しかしながら、その後、感染が拡大し、最終的に福岡県及び熊本県において計22例230頭の感染が確認。上記のまん延防止措置が支援や指導にとどまり、法的強制力をもって措置を講ずることができなかったため、農家の理解・協力が得られず、十分な防疫対策を実施できなかったことが感染拡大の一因であると考えられる。
- (3) 今後も引き続き我が国で当該疾病が発生・まん延するリスクは十分に想定される中、吸血昆虫の活動が活発になる夏にかけて、再度我が国に侵入・発生した際、十分な防疫対策を実施できなければ、福岡県・熊本県に限らず、日本全国に感染が拡大し、肉用牛・乳用牛の生産又は健康の維持に大きな影響を与えるおそれがある。
- (4) これらのことから、ランピースキン病の防疫対策を強化するため、所要の見直しを行う。

2 見直しの方針（案）

ランピースキン病について、殺処分の命令等、「家畜伝染病」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう家畜伝染病予防法に基づき、新たに政令を制定し、ランピースキン病を法第62条の疾病の種類として指定することとしたい。

3 今後のスケジュール（案）

本小委員会の審議等の結果を家畜衛生部会に報告し、諮問について答申を得た後、所要の手続きを行い、速やかに政令を制定（7月下旬目途）。

○家畜伝染病予防法（抄）

（監視伝染病以外の疾病に対するこの法律の準用）

第62条

家畜その他の動物について監視伝染病以外の伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、政令で、動物及び疾病の種類並びに地域を指定し、一年以内の期間を限り、第三条の二、第五条から第十二条の二まで、第三章の規定及びこれに係るこの章の規定並びに第四章の規定（第三十六条の二の規定を除く。）の全部又は一部（家畜以外の動物については、第五条から第十二条の二までの規定を除く。）を準用することができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。